

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設業者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
有限会社清岡建工	代表取締役 清岡 久	高知県知事許可 (般-4)第7850号	安芸郡安田町西島476-1

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和8年1月16日から令和8年2月15日まで (1月)
指名停止の理由	<p>当該事業者は、自社の資材置き場において、自社が施工した解体工事で生じた廃材を野外焼却したことが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の2（廃棄物の焼却禁止）の規定に違反するとして、令和7年12月25日付けで、県環境対策課より10日間の業務停止処分を受けたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事等指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第21号（不正又は不誠実な行為） 同要綱の取扱い別表第2関係6の（1）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分を受けた場合）</p>

□